

									（罷免）			
第七条	地方公共団体の長は、教育長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えない」と認める場合又は職務上の義務違反その他教育長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長又は委員を罷免することができる。	2	地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた教育長又は委員があるときは、その教育長又は委員を直ちに罷免するものとする。	3	地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する教育長及び委員の数が委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるよう、当該地方公共団体の議会の同意を得て、教育長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた教育長又は委員を罷免することはできない。	4	教育長及び委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることはできない。	（解職請求）				
第八条	地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とその総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。	2	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前項の規定による教育長又は委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは、「教育委員会の教育長又は委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求」と読み替えるものとする。	（失職）								
第九条	教育長及び委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。	1	第四条第三項各号のいずれかに該当するに至つた場合	2	教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。	3	教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。	4	教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを行つて、出席者の過半数で決議し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。	（会議）		
第十一条	教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。（服務等）	5	教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。	6	教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができる。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。	7	教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。	8	前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。	（教育委員会規則の制定等）		
第十二条	教育長又は教育長であった者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。	2	地方自治法第一百四十三条第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合（辞職）	9	教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。	5	教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	6	教育長は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	（教育委員会規則の制定等）		
第十三条	教育長又は教育長であった者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。	2	地方自治法第一百四十三条第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。	9	教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関する場合においては、当該地方公共団体の議会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表することができる。	5	教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	6	教育長は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	（教育委員会規則の制定等）		
第十四条	教育委員会の会議は、教育長が招集する。	2	教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。	3	教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。	4	教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを行つて、出席者の過半数で決議し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。	5	教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。	（会議）		
第十五条	教育委員会規則を制定することができる。	2	教育委員会規則を制定することができる。	3	教育委員会規則を制定することができる。	4	教育委員会規則を制定することができる。	5	教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	6	教育長は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	（教育委員会規則の制定等）

(教育委員会の議事運営)

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 事務局

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の職務権限

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。（以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

6 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。

7 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う。

9 職員を指定するものとする。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

前各項に定めるものほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関する必要な事項は、政令で定める。

(事務局職員の定数)

第十九条 前条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(事務局職員の身分取扱い)

第二十条 第十八条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事務。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事項。

六 教科書その他の教材の取扱いに関する事項。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事項。

八 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事項。

九 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事項。

十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事項。

十一 学校給食に関する事項。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事項。

十三 スポーツに関する事項。

十四 文化財の保護に関する事項。

十五 ニュース活動に関する事項。

十六 教育に関する法人に関する事項。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事項。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事項。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事項。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行すること。

一 大学に関する事項。

二 幼保連携型認定こども園に関する事項。

三 私立学校に関する事項。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るもの）。

二 スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）。

三 文化に関する事項（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関する事項。

地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当つては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならぬ。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に關すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に關すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に關すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。
- （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
- 第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に關し学識経験を有する者の意見の活用を図るものとする。
- （幼保連携型認定こども園に關する意見聴取）
- 第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に關する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聽かなければならぬ。
- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならぬ。
- （幼保連携型認定こども園に關する意見の陳述）
- 第二十八条 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に關する事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。
- （幼保連携型認定こども園に關する資料の提供等）
- 第二十九条 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。
- （私立学校に關する事務に係る教育委員会の助言又は援助）
- 第二十七条の四 地方公共団体の長は、第二十二条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に關する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会の助言又は援助（教育財産の管理等）
- 第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。
- 2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行ふものとする。
- 3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に關すること。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に關する事務に係る部分その他の特に教育に關する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第四章 教育機関

第一節 通則

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に關する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に關する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（教育機関の所管）

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたもののみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。（学校等の管理）

（教育委員会の所管）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

（教科書の使用）

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。（教育機関の職員の任命）

（退職管理）

第三十四条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

（職員の身分取扱い）

第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに關する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

（所属職員の進退に關する意見の申出）

- 第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に關する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長があつては、学長を経由するものとする。

第二節 市町村立学校の教職員

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十五条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

(市町村委員会の内申)

都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行ふものとする。

第三十八条 都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

2 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一項に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

(県費負担教職員の定用等)

第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行ふ者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行ふ者の一方又は双方が第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行ふ教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行ふ教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用するものとする。この場合においては、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、この限りでない。

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員についても、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。

3 前項の場合において、都道府県委員会は、あらかじめ、市町村委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重しなければならない。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十一条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関する事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、技術的な基準を設けることができる。

(人事評価)

第四十五条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条第二項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

(研修)

第四十六条 削除

第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対しても地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(地方公務員法の適用の特例)

規定	第十六条各号列記以外の職員	部分
第二十二条の四第一項	第十六条第二号	職員（第二号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行ふこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた當時属していた地方公共団体の職員）
当該任命権者の属する地方	当該地方公共団体において	都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行ふこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた當時属していた地方公共団体の職員）
当該市町村の短時間勤務の職（）	市町村	都道府県を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（）

対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に關し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るために必要な指導、助言又は援助を行ふことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に關し、指導及び助言をすること。

二 学校の組織編制、教育課程、學習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に關し、指導及び助言をすること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に關し、指導及び助言をすること。

四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指導及び助言を与えること。

五 生徒及び児童の就学に關する事務に關し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に關し、指導及び助言を与えること。

七 スポーツの振興に關し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に關し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に關し、指導及び助言を与えること。

十三 文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に關し、必要な指示をすることができる。

4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

(是正の要求の方式)

第十九条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

(文部科学大臣の通知)

第五十条の二 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第四十九条に規定する指示を行つたときには、当該指示に係る市町村)の長及び議会に對して、その旨を通知するものとする。

(文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係)

第五十一条 文部科学大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

第五十二条 削除

(調査)

第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十二条の規定による権限を行つたため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に關し、都道府県委員会に對し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

(資料及び報告)

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に對し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に對し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に關する事務に關し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に關する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十二条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の三 第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び第五十四条第二項の規定の適用については、これら

の規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事」と、第五十三条第一項中

「第四十八条第一項及び第五十二条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところによつて、当該市町村が處理することとできる。この場合においては、当該市町村が處理することができる事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十六条 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政手の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の处分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るために、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。この場合において、第七項中「速やかに」とあるのは、「市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない」。

第六章 雜則

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るために、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。この場合において、第七項中「速やかに」とあるのは、「市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない」。

下この条において同じ。)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。)又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の处分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

第五十七条 (保健所との関係)

教育委員会は、健康診断その他学校における保健に関して、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

第五十八条 削除

(中核市に関する特例)

(組合に関する特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかるわらず、教育公務員特例法第四章の定めるところにより、当該中核市の教育委員会が行う。

前項の規定にかかるわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

第六十条 地方公共団体が第二十一条に規定する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

地方公共団体が第二十一条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第二十一条に規定する事務の全てをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

第六十一条 第二十二条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十一条に規定する事務の全てをその管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)又は長(同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第八項及び第十項において同じ。)が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

地方公共団体が第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十条又は第二百九十二条の十一の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聽かなければならぬ。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十一条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

総務大臣又は都道府県知事は、第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の許可の処分又は同条第二項若しくは第三項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聽かなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるとことにより、当該都道府県委員会が、当該組合(当該都道府県が加入しないものに限る。)が処理することとなる第二十一条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聞くことを要しない。

第二十二条に規定する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育委員会の教育長又は委員は、第六条の規定にかかるわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員と兼ねることができる。

7 地方自治法第二百九十九条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、都道府県委員会の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同条第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項から第五項まで及び第九項の規定を準用する。

8 地方自治法第二百九十九条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとする場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。

9 地方自治法第一百九十九条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十九条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と」とあるのは、「同条第四項中」と読み替えるものとする。

10 地方自治法第一百九十九条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合には、第五十五条第八項の規定を準用する。

11 前各項に定めるもののほか、第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)
第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この項において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この条において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、都道府県費負担教職員の研修は、都道府教育公務員特例法第四章の定めるところにより、当該市町村の教育委員会が行う。

3 前項の規定にかかわらず、市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

(事務の区分)
第六十三条 都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合には、第四十八条第三項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五

十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 拷

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第二章、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第四項並びに附則第二条から第十三条まで及び第二十五条の規定（以下「教育委員会の設置関係規定」という。）は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)

第二条 教育委員会法（昭和二十三年法律第二百七十号。以下「旧法」という。）は、昭和三十一年九月三十日限り、廃止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

(最初に任命される委員の任期)

第八条 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員（附則第五条の規定によつて任命される委員を除く。）の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合については、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第九条 前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

(事務局職員の経過措置)

第十二条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(読替規定)

第十三条 新法第五十八条第三項中「指定都市」とあるのは、指定都市に関する定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第二百五十五条第二項の市」と読み替えるものとする。

(学校その他の教育機関の経過措置)

第十四条 新法（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するもののうち、その設置について条例に基かなければならぬこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して六ヶ月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

(学校その他の教育機関の職員の経過措置)

第十五条 新法の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するものの職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

(恩給に関する経過措置)

第十六条 旧法第八十四条の規定により恩給法の準用を受けるものとされていた者の恩給法の準用について、なお、従前の例による。その者が新法の施行後引き続いて公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の準用についても、また、同様とする。

1 (施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一日法律第一〇四号)
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三〇日法律第四号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六三号)
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二一日法律第四九号) 抄
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八五号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九一号)
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二三日法律第五三号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一七日法律第九七号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十八条第一項の規定は、この法律の施行後に行われる内申から適用する。

附 則 (平成一九年六月一七日法律第九八号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (経過措置)

第二条 この法律の施行後に行われる内申から適用する。

附 則 (平成一九年六月一七日法律第九八号) 抄

1 (施行期日) (平成二十三年四月二三日法律第一九号)抄

2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ）における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。附則第五項において同じ。）の第二学年から第六学年まで及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）に係る学級編制の標準を順次に改定することその他他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。

4 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、この法律の施行状況等を勘案し、教育上の諸課題に適切に対応するため、きめ細かな指導の一層の充実等を図る観点から、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとする。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置)

5 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校（当該地震後に、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。）において、被災した児童又は生徒に関して、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になつている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会（当該学校が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置するものである場合には、当該指定都市の教育委員会）は、当該学校の教職員の定数に関する措置を講ずるものとする。

6 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第二項において準用する新法第八十六条第四項前段において準用する新法第七十四条第六項の規定は、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の代表者である者については、適用しない。

附 則 (平成二十三年五月一日法律第三五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十四年四月一日法律第六七号)抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二四年九月五日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百一条、第一百二十七条第一項、第二百七十二条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同項の次に二条を加える改正規定、同項第三節第一款中第二百五十条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同項の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同項を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条の四第四項、第二百九十二条の六、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月一四日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の施行）

第十五条 前条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十四条の規定にかかるず、同条に規定する市町村委員会は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第五条 第八条及び第九条の規定並びに附則第三条、第四条、第十四条、第十五条、第二十条の規定並びに第二十二条の規定 平成三十三年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年法律第六十八号の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附 則 **(令和二年三月三一日法律第一一号)** 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **(令和三年六月一一日法律第六三号)** 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 **(令和四年五月一八日法律第四〇号)** 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条並びに次条及び附則第六条の規定 令和五年四月一日

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **(令和四年六月一七日法律第六八号)** 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
二 附 則 **(令和五年五月八日法律第一九号)** 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。